

# 第V部

# 効果的・戦略的な 開発協力の推進



コンボの水理気象研究所の職員に対して大気中の粒子状物質分析に係るトレーニングを行う JICA 専門家

1 共創を実現するための多様なパートナーとの連帯.....	142
2 戦略性の強化ときめ細やかな制度設計.....	156
3 開発協力の適正性確保のための取組.....	162
4 開発協力人材・知的基盤の強化、発信に向けた取組.....	164

# 1

## 共創を実現するための多様なパートナーとの連帯

開発協力大綱では、明確な解決策が見つからない様々な開発課題に対して、民間企業や公的金融機関など様々な主体が互いの強みを持ち寄り、対話・協働することにより、新たな社会的価値を共に創り出す「共創」を基本方針に掲げています。

そうした中、民間資金動員の促進、国内外の課題解決力を有する主体との連携強化および柔軟で効率的な独立行政法人国際協力機構（JICA）財務の実現の3点を主たる目的として、2025年4月にJICA法の一部を改正する法律が施行されました。

### (1) 民間企業との連携

近年、開発途上国の経済成長において、民間企業の投資活動の果たす役割はますます重要になっています。民間企業が行う様々なビジネスは、雇用創出や人材育成、技術力の向上など、開発途上国の経済社会開発に大きく寄与しています。日本政府は、こうした民間企業との連携を通じ、効果的・戦略的な開発協力を推進しています。

2023年以降にはオファー型協力（160ページの第V部2（2）を参照）が開始され、開発途上国、日本の関係省庁、関係機関など、様々なステークホルダーの対話と共創が促進され、民間企業との連携の推進を図っています。昨今の国際情勢や外交課題の変化を踏まえ、2025年8月にはオファー型協力の戦略文書を改定し、戦略分野として「防災」を追記し「気候変動への対応・GX・防災」とするとともに、新たな分野として「保健」を選定しました。日本の知見や技術などをいかした協力の拡大を通じ、開発途上国の課題解決を図ると同時に、日本の課題解決や経済成長にもつなげていきます。

#### ■ 中小企業・SDGsビジネス支援事業

日本企業が有する優れた製品・技術・サービスに

は、開発途上国の課題解決に貢献できるものが多くあります。中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）<sup>用語解説</sup>は、中小企業を始めとする日本企業の海外展開を支援することで、日本企業の海外ビジネスを通じ、開発途上国が抱える多様な課題の解決に寄与してきています。日本企業は、JICAの信頼とネットワークの下で、海外展開のための現地調査について、開発途上国のビジネスに精通したコンサルタントによる伴走支援を受けることができます（事業の概要、企業の技術活用のメリットなどについては、JICAホームページ<sup>注1</sup>を参照）。2025年度は、開発途上国31か国における合計62件の事業を支援対象に選定しました（144ページの図表V-1、73ページおよび78ページの「匠の技術、世界へ」も参照）。



ギニアでカカオの苗木生産・販売一貫モデルに係るニーズ確認調査を実施（写真：株式会社社立花商店／中小企業・SDGsビジネス支援事業）

#### ■ 海外投融資

海外投融資<sup>用語解説</sup>は、開発効果の高い事業を開発途上国で行う企業に対し、民間金融機関から十分な資金が得られない場合に、JICAが必要な資金の供与等（融資、債務の保証、債券の取得、出資）を行うものです。2011年度から2024年度末時点の累積承諾額は約1兆4,004億円となっており、多くの日本企業も参画しています（事業の仕組み、対象分野・条件など

注1 中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）について [https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/activities/sme/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/sme/index.html)

については、JICAホームページ<sup>注2</sup>を参照)。最近の好事例としては、2025年8月にアフリカの大手ベンチャー・キャピタル・ファンドとの間で出資契約が調印されました。この出資を通じて、開発効果の高い事業を展開するスタートアップに資本を供給し、アフリカの人々のエンパワーメントや気候変動を含む持続可能な経済活動を促すことで、アフリカ地域の経済振興と社会課題解決を図ることが期待されます。また、2025年3月には、ベトナムの金融機関との間で融資契約が調印されました。本邦金融機関などと協力で融資を行うことにより、同国の農業セクターにおける金融アクセス改善を図り、同国における農業生産拡大、農民所得の向上に寄与することが期待されます。

2025年8月に開催された第9回アフリカ開発会議(TICAD 9)では、「革新的な課題解決策の共創」をテーマに、経済、社会および平和と安定の三つの分野を柱に議論が行われ、分野横断的な重要事項の一つとして、民間セクター主導の持続的な成長に焦点が当てられました。同会議において、石破総理大臣(当時)は、民間資金動員の一環として、JICAの海外投融資を触媒とした官民総額15億ドル規模のインパクト投資を動員していく旨表明しました。

なお、2025年4月に改正されたJICA法では、新たな金融手法として、途上国企業等による債券発行を支援し、初期段階で債券を取得することにより投資家を誘引する債券取得、JICAが事業リスクを一部引き受けることで地場銀行などによる地場中小企業等への融資を促す信用保証、および持続可能性の向上に資する事業計画の達成水準に応じて金利を適用する成果連動型海外投融資を導入しました。

## ■ 協力準備調査(海外投融資)

近年、官民協働による開発途上国のインフラ整備および民間事業を通じた経済社会開発の動きが活発化しています。JICAは、海外投融資での支援を念頭に、民間資金を活用した事業の形成を図るため、協力準備調査(海外投融資)を実施しています。開発途上国に

おける事業参画を検討している民間企業から事業提案を広く公募し、事業計画策定のためのフィージビリティ調査を支援しています(事業の仕組み、対象分野・国などについては、JICAホームページ<sup>注3</sup>を参照)。2010年から2024年までの採択案件数は92件に上っており、2024年はアジア地域において3件の事業が採択されています。

## ■ 事業・運営権対応型無償資金協力

日本政府は、日本企業が施設整備からその後の施設運営・維持管理にまで一貫して関与し、事業・運営権の取得を目指すという先行投資の性格を帯びた無償資金協力を行っています。事業・運営権対応型無償資金協力は、日本企業が開発途上国における官民連携(PPP: Public-Private Partnership)によるインフラ事業における事業権・運営権の取得を促進することを通じて、日本の技術・ノウハウを当該国の経済社会開発に役立てることを目的としています。2024年2月、チュニジアにおいて、日本企業の技術を活用する形で、下水を産業用水として再利用することを可能にする高度下水処理場を整備する無償資金協力に関する交換公文の署名が行われました。

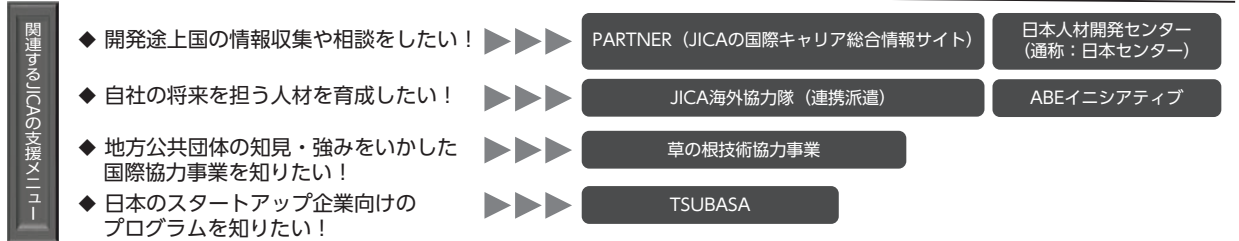
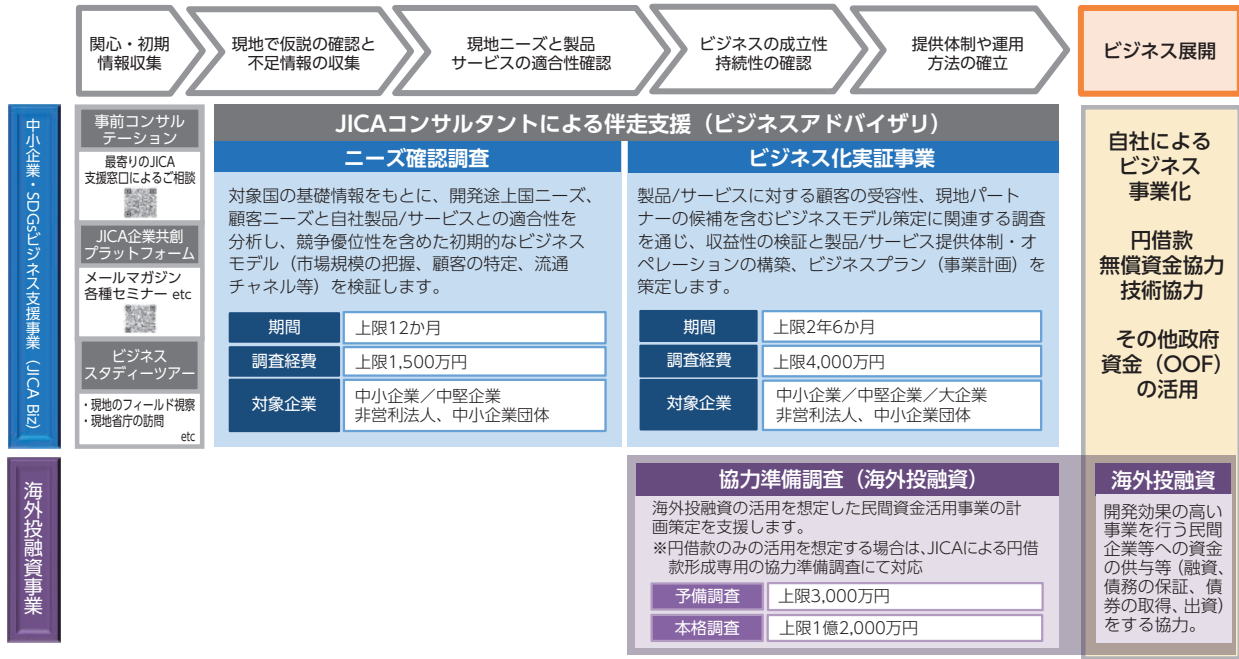
## ■ 公的金融機関との連携

日本の開発協力は、多様なアクターとのパートナーシップの下で推進されています。開発協力の実施に当たっては、JICAとその他の公的資金(OOF)を扱う機関(株式会社国際協力銀行(JBIC)<sup>用語解説</sup>、株式会社日本貿易保険(NEXI)、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等)との間の連携を強化するとともに、政府が民間セクターを含む多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たすことが重要です。

注2 海外投融資 [https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/loan/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/loan/index.html)

注3 協力準備調査(海外投融資) [https://www.jica.go.jp/priv\\_partner/activities/psiffs/index.html](https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/psiffs/index.html)

図表 V-1 JICAによる海外展開支援メニュー



用語解説

**中小企業・SDGsビジネス支援事業（JICA Biz）**

JICAが実施する民間連携事業の一つで、開発途上国の課題解決に貢献する日本企業のビジネスの海外展開を支援するもの。「ニーズ確認調査」と「ビジネス化実証事業」の二つを支援対象として、年1回、日本企業からの申請を受け付けている。

**海外投融资**

JICAにより実施される有償資金協力の一つで、開発途上国で事業実施を担う民間セクターの法人などに対して、資金の供与等を行う協力の形態。開発途上国における民間事業は、様々なリスクを伴い、高い収益が見込めないことも多く、金融機関から十分な資金が得られないことがあるため、海外投融资を通じて、リスクがありながらも雇用創出や経済活性化の潜在性を有する民間事業に資金の供与等を行うことにより、開発途上地域の経済社会開発の促進に貢献している。対象分野は、(1) インフラ・成長加速、(2) SDGs（貧困削減、気候変動対策を含む）。

**国際協力銀行（JBIC）**

日本政府が全株式を保有する政策金融機関。一般の金融機関が行う金融業務を補完することを旨としつつ、(1) 日本にとって重要な資源の海外における開発および取得の促進、(2) 日本の産業の国際競争力の維持および向上、(3) 地球温暖化の防止などの地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、(4) 国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処、の四つの分野について業務を行い、日本および国際経済社会への健全な発展に寄与することを目的としている。

## (2) 諸外国・国際機関との連携

### ■ G7・G20における連携

G7においては、カナダ議長国の下、2025年6月、G7カナナスキス・サミットが開催されました。日本からは石破総理大臣（当時）が出席し、「強く、主権を有するウクライナ」のセッションでは、石破総理大臣（当時）から、ウクライナの産業振興を含む官民一体の復旧・復興支援を一層推進していく旨述べました。「エネルギー安全保障」のセッションでは、石破総理大臣（当時）から、日本が率先して提唱してきた質の高いインフラ投資の重要性を指摘した上で、大規模なインフラ支援に加えて、農村用の電力支援や飲み水の確保など、途上国の人々の生活水準の向上を図るという草の根の視点も必要である旨述べました。また、民間資金動員の重要性を指摘した上で、2025年4月に改正されたJICA法により、JICAの金融手法を拡充し、途上国企業への保証や債券取得などを可能にした旨紹介したほか、開発途上国の債務持続可能性の確保のため、G20「共通枠組」の実施改善や、債務透明性向上の取組が必要であることを強調しました。さらに、日本が主催するTICAD 9も見据え、途上国の成長を後押しするため、日本は責任を果たしていく旨述べました。



G7カナナスキス・サミットで発言する石破総理大臣（当時）（写真：内閣広報室）

10月、米国・ワシントンDCにおいて開催されたG7開発大臣会合には宮路外務副大臣（当時）が出席し、6月のサミットの成果を受け、「経済的繁栄のためのパートナーシップ構築」をテーマに議論が行われました。セッション1「開発協力におけるG7の優先事項」では、日本から、G7が連携して課題解決を主導する必要性が高まっており、多様なアクターと連携

した上で「共創」のアプローチが重要であること、また、全ての開発協力提供者が、国際ルールやスタンダードを遵守した透明で公正な開発金融を行うべく、引き続きG7で取り組む必要性を強調しました。さらに、開発資金ニーズへの対応として、国内資金動員、ドナーベースの拡大、民間資金動員が重要であることを主張しました。セッション2「経済的変革と相互成長の機会」では、宮路外務副大臣（当時）から、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に沿った質の高いインフラ投資促進が重要である点を強調し、日本が進めるナカラ回廊とグローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII）の下で進むロビト回廊開発の相乗効果への期待を述べるとともに、重要鉱物のサプライチェーンの強<sup>じん</sup>化・多角化については、責任ある鉱物開発の観点から、新たな供給源の開拓のみならず持続可能な資源プロジェクトの推進および人材育成が不可欠である旨を強調しました（サプライチェーンの強<sup>じん</sup>化・多角化については28ページの第Ⅲ部1（1）、質の高いインフラについては45ページの第Ⅲ部1（3）を参照）。

G20では、7月に南アフリカにおいて、G20開発大臣会合が開催されました。日本からは松本外務大臣政務官（当時）が出席し、分断と対立が深まる時代だからこそ、G20は共通点と一致点を見だし、持続可能な開発に向けた解決策を共創しつつ、全てのメンバーが責任を共有すべきと述べ、開発資金ニーズについて、ドナーベースの拡大、不正資金対策を含む途上国内の資金動員、および民間資金動員の重要性を強調し、法改正を通じてJICAの金融手法等を拡充したことを含む日本の具体的取組を紹介しました。その上で、全ての開発協力提供者が、国際ルールやスタンダードを遵守した透明で公正な開発金融を行うよう、引き続きG20として取り組んでいくことを求めました。また、日本が主導した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に沿った質の高いインフラ投資促進の重要性を強調するとともに、日本が70年以上実施してきた「人への投資」を始め長期的視野に立った、日本らしいきめ細やかな支援が、東南アジアなどの新興国を被援助国から開発協力のパートナーへと変容させることにつながったことを紹介した上で、こうした援助国・被援助国の関係を越えたパートナーシップを、アフリカを始め世界に広げていきたい旨表明しました。

11月のG20ヨハネスブルグ・サミットには、高市

総理大臣が出席し、セッション1の「誰一人取り残さない包括的で持続可能な経済成長」では、国際社会が複合的な危機に直面する中、全てのG20メンバーが責任を共有した形で、課題解決やグローバル・ガバナンスの構築を進める必要がある旨を強調しました。また、国際経済および貿易について、世界貿易機関(WTO)改革を含め、ルールに基づく自由で公正な国際経済秩序を発展させ、世界経済の成長や「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現につなげることが重要である旨、さらに、債務問題を含む国際開発金融については、国際開発金融機関(MDBs)の一層の効率的・効果的な支援、日本がG20で主導してきた質の高いインフラ投資の推進、G20「共有枠組」での債務再編の実施改善などの取組について述べました。セッション2の「強靱な世界—G20の貢献」では、日本は課題先進国としての知見や経験をいかし、災害、感染症、気候変動といった地球規模課題の解決に向け、各国の要望に基づいた取組を有言実行で実施してきたことを述べた上で、「仙台防災枠組」を通じた防災分野での国際協力、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に向けたUHCナレッジ・ハブでの人材育成やハイレベル・フォーラムの開催を含む日本の具体的取組を紹介しました。セッション3の「万人にとっての公平で公正な未来」では、強靱で信頼できる重要鉱物サプライチェーンの構築や、持続可能な資源プロジェクトと資源国における高付加価値化の推進に向け、各国が連携して取り組む必要性を述べるとともに、安全、安心で信頼できるAIエコシステムの実現に向け取り組んでいく旨を述べました(債務問題への取組については47ページの第Ⅲ部1(4)を参照)。



G20ヨハネスブルグ・サミットで発言する高市総理大臣(写真:内閣広報室)

## ■ 主要ドナー国等との連携

国連の試算によると、開発のための資金需要は年々肥大しており、その額は年間4兆ドルを超えるとされています。この額は、新型コロナ感染拡大前の2.5兆ドルと比べても大きく増大しています。国連では、開発途上国の開発資金確保のための具体的方策や課題を議論するための首脳級会合が開催されてきましたが、2025年6月30日から7月3日にかけて、スペインのセビリヤで第4回国連開発資金国際会議(FdD4)が開催され、日本から松本外務大臣政務官(当時)が出席しました。政務官は、同会議において、世界がかつてない複合的危機に直面している今、国際社会の結束と迅速な行動が不可欠であり、「人間の安全保障」の理念の下、各国の自助努力とそれを支える連帯、国内資金動員および民間資金動員の強化、透明で公正な開発金融の促進が重要であると発言しました。FdD4では、昨今の国際援助を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC)の見直しに向けたプロセスについても公表され、議論が行われています。

また、日本は主要ドナーとの間で対話を実施し、お互いの優先課題・政策について意見交換を行っています。2025年3月に日本は英国との間で日英開発政策対話を、また、5月にEUとの間で日EU開発政策対話を実施し、双方の実施している開発政策や開発分野の国際的潮流について幅広く議論を行いました。

さらに、G20開発大臣会合に際し、松本外務大臣政務官(当時)は、ラマホバ南アフリカ計画・監視・評価大臣、ダーリントンのチャップマン女男爵・英外務・英連邦・開発省閣外大臣、アラバリ＝ラドヴァン独経済協力・開発大臣、サライ・カナダ閣外大臣(国際開発担当)と会談を行い、開発分野におけるG20の協力関係強化などについて意見交換を行いました。

伝統的に開発協力を担ってきたDACのメンバーに加え、近年、中国、インド、インドネシア、サウジアラビア、トルコ、ブラジル、南アフリカなどの新興国も開発途上国に対して支援を行い、開発課題の解決に大きな影響力を持つようになってきました。日本は、新興国を含む諸国とも連携し、これらの新興国から開発途上国に対する援助が効果的に促進されるよう、新興国への支援も行っています。2025年3月の日・ブラジル首脳会談に際し、JICAとブラジル国際協力庁

(ABC) との間で2025年に開発協力に関する戦略会議を開催することを発表しました。JICAと米州開発銀行 (IDB) の間では、民間資金の動員を通じて開発課題に対処するための「中南米・カリブ地域民間セクター開発信託基金 (TADAC)」も設立されています。さらに、2025年7月、日本はパレスチナとマレーシアとともに、「パレスチナ開発のためのアジア協力促進会合」(CEAPAD<sup>注4</sup>)の第4回閣僚級会合をマレーシアで開催し、パレスチナの人々の国造りの努力に対する支援を行うための東アジア諸国とパレスチナの今後の協力の指針として「CEAPAD IVクアラルンプール行動計画」を採択しました(CEAPAD IVについては121ページの第IV部7を参照。)

開発協力を効果的・効率的に進めていくための取組として、ドナー国のみならず、開発途上国、国際機関、民間セクター、市民社会、地方公共団体等の様々な開発主体が一同に会して話し合う「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ (GPEDC)」があります。日本は、2024年1月からGPEDCの運営委員を務め、開発協力において、オーナーシップの尊重、成果重視、幅広いパートナーシップ、援助の透明性・相互説明責任といったGPEDCの4原則が実践されるよう、引き続き各国と連携しています。

## ■ 国際機関との連携

日本は、様々な開発および人道上の課題や地球規模の課題に対応するため、国際機関との連携を進めています。岩屋外務大臣(当時)は、5月に訪日したラザリー二国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) 事務局長、8月に訪日したマクドノー国連訓練調査研究所 (UNITAR) 総代表と会談しました。また、2025年8月に開催されたTICAD 9に出席するために訪日したディオップ国際金融公社 (IFC) 長官を始めとする世界銀行グループ代表団、徐浩良(シウ・ハオリャン) 国連開発計画 (UNDP) 総裁代行兼副総裁、ポーペ国際移住機関 (IOM) 事務局長、ラッセル国連児童基金 (UNICEF) 事務局長、ロスバッハ国連人間居住計画 (UN-Habitat) 事務局長、ニシユ

タールGaviワクチンアライアンス事務局長、サンズ世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)事務局長およびマケイン世界食糧計画 (WFP) 事務局長とそれぞれ会談を行いました。

また、国際機関との連携による支援を円滑に進めるため、国連機関を始めとする主要な国際機関との対話も実施しています。2025年は、1月に国連人道問題調整事務所 (OCHA) との間で第2回日・OCHA政策協議、2月に国際移住機関 (IOM) との間で第3回日・IOM政策協議、3月にWFPとの間で第17回日・WFP政策協議、4月に国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) との間で日・UNHCR政策協議、5月にUNDPとの間で第14回日・UNDP戦略対話を、6月にはUNICEFとの間で第36回日・UNICEF政策協議を開催しました。

## ■ 国際開発金融機関との連携

国際開発金融機関 (MDBs)<sup>注5</sup>は、開発途上国の貧困削減や持続的な経済・社会的発展を支援する国際機関の総称です。パンデミックや気候変動などの国境を越える課題により貧困が深刻化し、不平等が拡大する中、世界銀行を始めとするMDBsにおいて、地球規模課題への対応強化に向けたMDBsの改革や、開発資金ニーズの増加に対応するための既存資本の活用(CAFレビュー)<sup>用語解説</sup>、民間資金動員の促進といった取組が進められています。

MDBsの機能強化に向けた改革の重要性については、2023年の日本議長国下のG7広島サミットに続き、2024年6月のG7プーリア・サミット、11月のG20リオデジャネイロ・サミットにおいても取り上げられ、MDBsの改革を進めることに対する支持が各国首脳からも表明されています。G20リオデジャネイロ首脳宣言では、「より良く、より大きく、より効果的なMDBsに向けたG20ロードマップ」が承認され、MDBsの持続可能な開発目標 (SDGs) 達成に向けた進捗が加速化し、地球規模課題への対応能力が高まることが期待されます。

注4 Conference on the Cooperation among East Asian countries for Palestinian Developmentの略称。

注5 38ページの用語解説を参照。



## 用語解説

### CAFレビュー

国際開発金融機関（MDBs）の自己資本の十分性に関する枠組み（Capital Adequacy Framework）の独立レビュー。MDBsの既存資本を最大限活用するための方策を検討するG20の取組。2023年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、CAFレビューに関する進捗などを整理したロードマップが策定され、定期的に報告書が提出されている。2025年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、今後10年にわたり融資能力を拡大するための新たな手段を活用する際の助けとなるCAFの可能性が一層認識された。

## (3) 日本のNGOとの連携

日本のNGOは、開発途上国・地域において、長期にわたる現地での活動経験を踏まえた地元関係者との良好な関係をベースに、各団体の専門性をいかしつつ、住民のニーズに寄り添ったきめ細かい支援を実施しています。また、NGOは自然災害などの有事に際して機動的に活動を展開する迅速性を有しています。

日本政府は、こうした「顔の見える協力」を行う日本のNGOを開発協力の戦略的パートナーと位置付け、NGOが行う開発協力事業に対する資金協力、NGOの能力向上に資する支援、NGOとの対話の3点を柱に連携を進めています（外務省ホームページの国際協力とNGO [注6](#) を参照）。



日本から寄贈された中古の移動図書館車と南アフリカの子どもたち（日本NGO連携無償資金協力）（写真：特定非営利活動法人サベージ・ジャパン）

### ■ NGOが行う事業に対する資金協力

日本のNGOが開発途上国・地域において、開発協力事業および緊急人道支援事業を円滑かつ効果的に実施できるように、日本政府は様々な協力を行っています。

#### (日本NGO連携無償資金協力)

日本政府は、日本NGO連携無償資金協力として、日本のNGOが開発途上国で実施する経済社会開発事業に対して資金を提供しています。事業は、保健・医療・衛生、農村開発、障害者支援、教育、防災、地雷・不発弾処理など、幅広い分野を対象にしています。この枠組みを通じて、2024年度は日本の53のNGOが、36か国・1地域において、102件、総額約67億円の事業を実施しました（イラクにおける取組については125ページの「案件紹介」を、ウガンダにおける取組については150ページの「案件紹介」を参照）。

#### (ジャパン・プラットフォーム (JPF))

ジャパン・プラットフォーム (JPF) [用語解説](#) は、日本のNGO、経済界および政府が協力し、NGOの緊急人道支援活動を支援・調整する連携の枠組みです。2025年12月時点で47のNGOが加盟しています。2024年度には、イラク、シリア、トルコ、レバノン、南スーダン、バングラデシュ、アフガニスタン、イエ



ガザ地区の避難所で、配付された食料を受け取る親子（ジャパン・プラットフォーム (JPF)）

[注6 国際協力とNGO https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda\\_ngo.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo.html)

メン、ミャンマー、タイ、エチオピア、ウクライナ、エチオピア、ガザ地区、スーダン、モザンビークなどにおいて、16の災害や紛争被害に対する緊急人道支援のプログラムで106件の事業を実施しました。



モザンビークでサイクロンにより被災した保健施設の修繕が完了し、最終検査を行うピースウィンズ・ジャパンのスタッフ、州保健局職員および建設会社（JPFを通じた日本の緊急人道支援）（写真：ピースウィンズ・ジャパン）

### (NGO事業補助金)

日本政府は、日本のNGOへの補助金交付事業を実施しています。対象となる事業は、開発協力事業の案件発掘・形成および事業実施後の評価を実施する「プロジェクト調査事業」、国内外において国際協力活動の拡大や深化に資する研修会や講習会などを実施する「国内における国際協力関連事業」および「海外における国際協力関連事業」の三つです。2024年度には、6団体の日本のNGOに対して、NGO事業補助金を交付し、プロジェクト形成調査、オンラインを含む国内外でのセミナーやワークショップなどの事業を実施しました。

### (JICA・草の根技術協力事業)

草の根技術協力事業は、国際協力の意思のある日本のNGO/市民社会組織（CSO）、その他民間団体、地方公共団体、独立行政法人または学校が、開発途上国の住民を対象として、その地域の経済および社会の開発または復興に協力することを目的として行う国際協力活動です。団体が有する技術、知見、経験をいかして提案する活動を、JICAが提案団体に業務委託してJICAと団体の協力関係の下に実施する共同事業で

す（制度の詳細や応募の手続などは、JICAホームページ<sup>注7</sup>を参照）。草の根技術協力事業は約80か国を対象に、毎年180件程度を実施しています。



コスタリカのポアス火山で、災害リスク管理や地域住民参加型の火山防災活動などを説明する日本人専門家



モンゴルでの玉ねぎの品種改良による新ブランドの確立とフードバリューチェーンの構築（JICA・草の根技術協力事業）（写真：JICA）

## ■ NGOに対する活動環境整備支援

国際協力において、日本のNGOの組織体制や事業実施能力をさらに強化し、人材育成を図ることを目的として、外務省は以下の取組を行っています。

### (NGO相談員制度)

外務省の委嘱を受けた全国各地の経験豊富なNGO団体が「NGO相談員」となり、市民やNGO関係者から寄せられるNGOの国際協力活動、NGOの設立、組織の管理・運営、開発教育の進め方などに関する質問や相談に答える事業です。2024年度は外務省の委嘱を受けた10団体が、5,500件以上の質問・相談に対応し、69件の出張サービス<sup>注8</sup>を行いました。

注7 草の根技術協力事業 <https://www.jica.go.jp/partner/kusanone/index.html>

注8 地方自治体や協力機関と協力し、国際協力関係のイベントなどにおいて相談業務や講演を行うサービス。

# 人道と開発をつなぎ、 子どもを暴力から守る持続的な仕組み作り

日本NGO連携無償資金協力（2023年3月～2026年6月）

アルア県における  
子どもの保護強化支援事業

ウガンダ



ウガンダ北西部は1986年から20年以上続いた国内紛争などの影響により、基礎インフラや行政サービスが十分に機能していません。さらに、子どもに対する虐待やネグレクト<sup>注1</sup>、搾取、暴力などのリスクが高いものの、これらのリスクから子どもを守る仕組みが整っていません。

このような課題を受け、セーブ・ザ・チルドレンは、同地域で緊急人道支援を実施してきた経験をいかし、人道と開発をつなぐ取組として「子どもの保護」の仕組み強化に取り組んでいます。「子どもの保護」とは、子どもが虐待やネグレクト、搾取、暴力などの被害にあわないよう予防し、また被害にあった場合でも安心して支援を受けられるようにする活動です。本事業では、地域住民や行政と連携した持続的な仕組み作りを大切にしており、例えば、地域の社会福祉オフィサー13人およびパラ・ソーシャルワーカー<sup>注2</sup>726人に対して、子どもへの暴力を防ぎ、対応する力を高めるための研修や技術指導を行っています。また、アルア市警察内に設置した一時保護所では、1年間で



セーブ・ザ・チルドレンの日本人職員と一時保護所を運営するアルア市警察子ども家庭保護課のスタッフ（写真：セーブ・ザ・チルドレン）



子どもを取り巻く環境について議論するアルア県子どもグループ（写真：セーブ・ザ・チルドレン）

98人の子どもを保護し、859件の相談を受け付け、被害を受けた子どもや家庭への支援を行いました。地域では延べ1万600人以上の住民に対し、暴力の予防やジェンダー平等に関する啓発活動を行いました。さらに、子どもグループを立ち上げ、子どもたちの声を政策に反映させる活動も推進しています。

グループに参加している子どもは「以前は自分が大人に意見を言えるとは思っていませんでしたが、自分にも声を上げる権利があると学び、今は助けが必要なときに誰に伝えればよいか分かります」と話してくれました。日本は、引き続き人道支援の実績や知見を有するNGOと協力しながら、行政と地域が協働し、子どもが安心して成長できる仕組み作り貢献していきます。

注1 子どもの心身の正常な発達に必要なケアを与えないこと。  
注2 社会福祉制度が未発達または極めて逼迫している状況において、子どもや家庭を含む脆弱な立場にある人々のニーズに対応する準専門職スタッフまたはボランティア（多くは地域に根ざして活動する）人材。「Guidelines to strengthen the social service workforce for child protection」 9ページ <https://www.unicef.org/media/53851/file/Guidelines%20to%20strengthen%20social%20service%20for%20child%20protection%202019.pdf>

## （NGOインターン・プログラム／NGOスタディ・プログラム）

外務省は、人材育成を通じた組織強化を目的として、NGOインターン・プログラムおよびNGOスタディ・プログラムを実施しています。NGOインターン・プログラムは、将来的に日本の国際協力NGOで活躍しうる若手人材の育成を目的としており、2024

年度は、計7人がインターンとしてNGOに受け入れられました。

NGOスタディ・プログラムは、日本の国際協力NGOに所属する中堅職員が国内外で研修を受け、研修成果を所属団体や他のNGOに広く共有し、日本のNGO全体の能力強化に貢献することを目的としており、2024年度は11人が研修を受けました。

### (NGO研究会)

NGOが自らの事業実施能力や専門性の向上を図るために行う研究活動を外務省が支援しています。各研究会では、NGOが直面する共通の課題をテーマとして、調査・研究、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することによって、組織や能力の強化を図ります。2024年度は、「NGOと企業のパートナーシップ 成立ちと現在から新しい開発協力大綱も踏まえた今後の在り方を考える」と「新しい開発協力大綱を踏まえた国際協力NGOのファンドレイジング力の強化と、国際協力NGOを取り巻くエコシステムの拡大戦略」の二つのテーマに関する研究会を実施しました。この活動の報告書や成果物は外務省のホームページ<sup>注9</sup>に掲載されています。

### ■ NGOとの対話 (NGO・外務省定期協議会およびNGO-JICA協議会)

NGO・外務省定期協議会<sup>用語解説</sup>は、2024年度は「全体会議」が6月に、各委員会の「連携推進委員会」が7月、12月および2025年3月に、「ODA政策協議会」が2024年7月、12月および2025年3月に開催され、活発な意見交換が行われました（NGO・外務省定期協議会の詳細および議事録などについては外務省ホームページ<sup>注10</sup>を参照）。

また、JICAは、NGOとJICAの対話と連携を目的とするNGO-JICA協議会を実施しています。2024年度は2回実施され、1回目は80名、2回目は75名が参加しました（NGO-JICA協議会の詳細および議事録などについてはJICAホームページ<sup>注11</sup>を参照）。



### 用語解説

#### ジャパン・プラットフォーム (JPF)

大規模災害時や紛争により大量の難民・避難民などが発生したときなどに日本のNGOによる迅速で効果的な緊急人道支援活動を支援・調整することを目的として、2000年にNGO、経済界、政府の連携によって設立された緊急人道支援組織。JPFは、日本政府から供与されたODA資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや、紛争により大量の難民・避難民などが発生したときなどに、生活物資の配布や生活再建などの緊急人道支援を実施する。

#### NGO・外務省定期協議会

NGOと外務省との連携強化や対話の促進を目的とし、ODAに関する情報共有やNGOとの連携の改善策などに関して定期的に意見交換する場として1996年に発足。全体会議、ODA政策協議会と連携推進委員会の二つの各委員会で構成。

## (4) 地方自治体との連携

日本の地方自治体には、これまで地域住民向けの公共サービスを提供してきた経験から、上下水道、廃棄物処理、保健衛生・母子保健、社会福祉、農業普及、初等・中等教育、職業訓練、環境保全、公共交通といった公共サービス分野で、豊富なノウハウと人材が蓄積されています。日本政府は、同様の開発課題を抱える開発途上国のために、日本の地方自治体職員を専門家として派遣したり、無償資金協力案件の実施に地方自治体職員の関与を得るなど、地方自治体が有する技術・ノウハウを課題解決に役立てられるような開発協力に取り組んでいます。一例として、カンボジア・

プノンペンでは、内戦の影響で壊滅的な状況にあった上水道施設が、北九州市上下水道局の1999年からの協力により、24時間、清潔な水道水にアクセスできる「プノンペンの奇跡」を実現しました。北九州市の協力は、地方都市にも広がりを見せ、現在は、全国の水道セクターを対象とした水道事業計画策定の協力が行われています。また、同市は公害克服の経験を、同様の問題を抱える開発途上国の都市にも役立てもらうべく、インドネシア・スラバヤ市において、生活排水対策事業を実施しています。

また、日本政府は、地方活性化や国際化の促進のため、地域の産業を含め、地方自治体の海外展開を積極的に推進しています。JICAは、意欲的な地方自治体

注9 NGO研究会報告書 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda\\_ngo/houkokusho/kenkyukai.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/houkokusho/kenkyukai.html)

注10 NGO・外務省定期協議会 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda\\_ngo/taiwa/kyougikai.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/kyougikai.html)

注11 NGOとの定期会合 [https://www.jica.go.jp/partner/ngo\\_meeting/index.html](https://www.jica.go.jp/partner/ngo_meeting/index.html)

のために、草の根技術協力事業に地域活性型を設けて、多様な分野で開発途上国への技術移転を地方自治体と共同で実施するなどしています。例えば、廃棄物分野では、鹿児島県大崎町の活動を通して、インドネシアにおいて分別・回収・処理によるごみ減量化に取り組みました。また、保健分野では、長野県駒ヶ根市の活動により、ネパールにおいて母子手帳を活用した医療従事者と地域保健ボランティアの連携強化や産前産後ケアの能力強化などに向けた人材育成が行われました。現在は、浜松市やさいたま市を始めとする地方自治体が、インドネシアやラオスにおいて上水道管理に関する技術協力を実施しています。

さらに、全国15か所に設置されているJICA国内拠点は、「地域と開発途上国の結節点」として、市民、NGO、地方自治体、民間企業などの多様なアクターとの連携を強化し、国際協力に関する情報提供など、地域の特色をいかした多様な事業を展開しています。また、JICAは、地方自治体や当該地域のNGOとのパイプ役として、国際協力推進員を地方自治体の関係機関に配置しており、2025年9月現在、47都道府県において様々な国際協力活動を推進しています。

## (5) 大学・研究機関等との連携

日本政府は、大学が有する開発途上国の経済社会開発に関する役割、すなわち、日本ならではの開発協力に関する哲学や理論の整理・探求および発信から、開発協力の実践、国民への教育還元および国際協力人材の育成までの開発協力全般への広い知的な側面において、大学と連携を図っています。また、それら取組の中で、開発途上国と日本の学生や研究者の交流・共同研究による国際頭脳循環を推進しています。実際に、様々な大学と共同で、技術協力、円借款および草の根技術協力を始めとする事業を推進しています。

例えば、小型衛星開発プロジェクトを推進する九州工業大学は宇宙技術の開発に取り組む国からの留学生を受け入れ、元留学生との間でネットワークを構築していますが、同大学が受け入れたパラグアイからの研修員との協力により、パラグアイ初の衛星の打ち上げに成功しています（詳細については111ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

また、日本政府は、無償資金協力「人材育成奨学計画（JDS）」を通じて、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成を目指し、政策決定にリーダーシップを発揮することが期待される若手行政官を、留学生として累計55校の本邦大学（修士課程・博士課程）で受け入れてきました。2025年度には、25か国から365人の留学生を受け入れ、これまでに来日した留学生は、6,700人を超えます。また、産業構造と企業活動の高度化が進むASEAN諸国に対し、「アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）」プロジェクト<sup>注12</sup>を通じて、日・ASEANの大学間のネットワーク強化や産業界との連携、域内および日本との共同研究・共同教育を支援し、ASEANの発展を支える高度な工学系人材の育成に向けた取組を実施しました。

加えて、外務省・JICAは文部科学省、科学技術振興機構（JST）、日本医療研究開発機構（AMED）と連携し、「科学技術外交」の一環として、「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」<sup>注12</sup>を実施しており、地球規模課題を解決すべく、日本と開発途上国の大学・研究機関などの間で国際共同研究が行われています（実績については42ページの第Ⅲ部1（2）を、カザフスタンにおける協力については44ページの「匠の技術、世界へ」を、タジキスタンにおける協力については120ページの「匠の技術、世界へ」を参照）。

JICAと国内の大学が連携し、これらの修士・博士課程に在籍する開発途上国からの留学生を対象に、日本そして国内各地域の開発・歴史、近代化経験を学ぶ機会を提供するプログラム「JICA開発大学院連携」も実施されています。また、同様の取組を国外にも広げるため、開発途上国各国のトップクラスの大学などを対象に、「日本研究」の講座設立を支援するプログラム「JICAチェア」も行われています。この他にも、放送大学と連携し、日本の近代化の歩みと国際協力の重要性を体系的に紹介する「日本の近代化を知る」シリーズ番組の制作など、オンライン講義も実施しています。

こうした大学との連携は、開発途上国の課題解決における学術面での能力向上、対日理解の促進に寄与していることに加え、外国からの研修員が日本の大学で研修・研究することで、日本の大学の国際化にも貢献しています。

注12 43ページの用語解説を参照。



## 用語解説

### アセアン工学系高等教育ネットワーク (AUN/SEED-Net : ASEAN University Network/Southeast Asia Engineering Education Development Network)

ASEANに加盟する10か国における工学分野のトップレベルの大学19校と、日本の支援大学11校から構成される大学ネットワークとして、2001年に発足（現在はASEAN側26校、日本側18校）。日本は、同ネットワークを構想段階から支援してきており、これまでJICAを通じて、工学分野で高度な人材を輩出すべく学位取得、共同教育・共同研究、産学連携、ネットワーク強化に係る取組を実施してきている。

## (6) 日本への関心・理解が深い人、在外日系人等との連携

日本のODAによる研修参加者や留学経験者等は、日本の文化や価値観を理解する重要な人的アセットです。日本への研修参加者や留学経験者等が、自国へ帰国後、同窓会組織を形成し日本との交流や理解促進に関する活動を行う例も見られ、在外公館を通じて、このような日本への関心・理解が深い人材との連携を促進しています。

ASEAN諸国では、JICA青年研修（旧：青年招へい）の帰国研修員が各国で同窓会組織を作って活動しており、1988年にはASEAN各国の同窓会組織を統合した「AJAFA-21」が発足しました。AJAFA-21は現在もASEAN地域間および日本との間での交流活動を継続して行っており、2025年3月には、ラオスにおいて第37回AJAFA-21理事会が開催され、ASEAN諸国と日本からの参加者が集まり、連携と絆を深めました。

ABEイニシアティブ<sup>注13</sup>では、同プログラムへの参加者の研修修了後のフォローアップの拡充に取り組んでいます。例えば、アフリカ各国にあるJICAの現地事務所が中心となり、帰国したばかりの修了生やOBが参加するネットワーキングイベントを年に一度開催するとともに、オンラインを活用しつつ、日本企業関係者とのネットワーキングの機会を設け、日本企業への就職や日本企業との連携を進めるきっかけ作りを行っています。また、ABEイニシアティブ参加者の人的ネットワークを強化する目的で、2020年4月にSNSを活用したネットワークが立ち上げられ、2025年9月時点で、現役生・修了生合わせて1,300人以上が参加するとともに、日本企業、JICA海外協力隊経験者も参加し、日本企業のアフリカビジネス関

連の情報発信や相互の交流を行っています。また、年に一度、オンラインでの修了生間のネットワーキングの場も提供しています。その結果、ABEイニシアティブ修了生が日本企業の誘致に係る活動に従事するなど、まさに日本とアフリカ諸国をつなぐ架け橋となる事例が生まれており、日本とアフリカ諸国間の理解および信頼の構築に寄与しています。



ワークショップに取り組むABEイニシアティブ参加者（写真：JICA）

日系人は、多くの場合、居住国で日系社会を形成しており、日本と各国との強い絆の礎となっています。全世界の日系人の約60%を占める中南米の日系社会は、地域開発の拠点となって技術移転などを通じて居住国の経済発展に大きく貢献するとともに、様々な分野における日本との「架け橋」や「パートナー」として重要な役割を果たしています。JICAでは、中南米の日系社会と日本の連携に主導的な役割を果たす人材への技術協力として、日系社会研修や、日系人子弟（中学生、高校生、大学生）を対象とした日系社会次世代育成研修を実施しています。日系社会研修については、2020年から新たに「日系サポーター」制度が創設され、教育現場や自治体などで研修を受けた上

注13 132ページの用語解説を参照。

で、在日日系社会における教育や社会福祉分野等の課題解決に貢献することを目指しています。2024年度は、中南米11か国183人が日系社会研修に参加しました。また、中南米の日系社会で自身の技術や経験をいかしたいという意欲のある日本の人材をJICA海外

協力隊として日系社会へ派遣しています。2024年度は4か国に日系社会ボランティア46人が派遣され、日系人、日系社会の人々と共に生活・協働しながら、中南米地域の発展のために協力しています。



## の技術、世界へ 5

### ゴビ砂漠に森を ～モンゴル発の持続可能な新しい緑化手法とこどもたちの 環境教育の取組～



モンゴルでは、気候変動や過放牧の影響によって砂漠化が進行しています。同国政府は諸外国の協力を得ながら植栽活動を行ってきましたが、年間降水量が100mm程度と非常に少ない南部の極乾燥地域では、植栽された樹木のほとんどが灌水（水やり）なしでは枯死し、既に現地では灌水管理が追いつかない状況が続いていました。

このような現状を打開すべく、2009年、ゴビ砂漠東部に位置するドルノゴビ県の知事は、日本へ留学した経験も踏まえ、緑化活動を行う日本の団体に声掛けを行いました。その中で、35年以上にわたって優れた技術を国内外に提供してきた特定非営利活動法人新潟県対外科学技術交流協会（以下、協会）が、同知事からの要望に応え、産学官共同の「新潟県モンゴル緑化推進技術協力実行委員会」を発足させました。協会は、これまでモンゴルのような砂漠地域における緑化に取り組んだ経験はありませんでしたが、活動開始後の3年間で現地における植物や土壌に関する基礎調査を行いました。その結果を踏まえ、砂漠の過酷な環境でも自生するノニレなどの野生の樹木に着目し、新たな植栽手法である「深穴式・無灌水植栽手法」を立案し、JICA・草の根技術協力事業を活用して、2013年からの予備試験に続き、2021年から同手法の検証試験を実施しました。



植栽後3年間無灌水で100%生存する樹木（写真：特定非営利活動法人 新潟県対外科学技術交流協会）

「深穴式・無灌水植栽手法」とは、深い穴を掘って土壌を粉碎した後、半分以上埋め戻し、植栽前に多めの灌水

を行うことで、その後植栽された苗の根がこの深層の水分を求めてより深く伸びるよう誘導する手法です。最大の特徴は、植栽前の深層に多めの水を注ぎ、植栽後、表面からの灌水は一切行わない点です。実際に、この方式で植栽された苗は、植栽後3年間無灌水で1本も枯れませんでした。協会の目黒修治理事は、「今回確認されたこの事実は、これまでゴビ砂漠で行われてきた植栽方法を根底から覆す、砂漠緑化のイノベーションと言える。モンゴルでは初めての成果であり、世界でも稀な取組。」と語ります。

本事業の技術的成果を整理し、協会は砂漠地域向けの「緑化マニュアル（案）」を作成し、ドルノゴビ県内の職



検証サイトでのこどもたちの緑化研修（写真：特定非営利活動法人 新潟県対外科学技術交流協会）

員への配布や実務研修、市民への研修などを通じて、行政と協力しながら新緑化技術の普及と定着を図っています。これらの取組は県外の緑化関係者からも注目を集めており、モンゴル国内の各地から情報提供の依頼が寄せられているほか、試験サイトの視察者も増えています。

また、砂漠地域における緑化の実現には百年単位の長い年月を要することから、協会はこどもたちへの環境教育にも注力しています。遊牧文化が根強く残り、植栽の習慣が定着していないモンゴルのこどもたちに、砂漠の生態系に興味を持ってもらった上で、オーナーシップを持って緑化活動に携わってもらうべく、環境教育の一環として「学校の森づくり」に関する授業を実践してきました。具体的には、「深穴式・無灌水植栽」検証サイトの見学などに加え、こどもたちが森のイメージをデザインし、学校で深穴式植栽を行うなどの取組を実施しました。こどもたちからは、「学んだことを家族に教え、自宅で果物を植え始めた」との声があがっており、「学校の森」を自らの手で作り上げることで、緑化への関心が芽生えています。目黒理事は「『植物に関わる生徒たちの目が輝いている』と現地の教員から聞いている。こどもたちが緑化活動の目的や意義を大切に考え、将来的に緑化の普及に貢献してくれたら嬉しい。」と語ります。現在、協会は同様の事業を県内の全学校に広げるべく取り組んでいます。

さらに、本事業に従事した現地スタッフで構成されるNGO「Green Mother Land」が2024年に設立され、「深穴式・無灌水植栽手法」を普及すべく、現在も協会と共にモニタリング・啓発活動を続けています。

モンゴルは、2030年までに全土に10億本植樹するという野心的な目標を掲げています。日本は引き続き産学官で連携し、少しでも枯死木が減るような支援を継続していきます。